

「強者」の思想 —プラトン『国家』におけるトラシュマコス説—

西尾 浩二
Koji NISHIO

1. 『国家』第一巻でトラシュマコスは、正義についていくつかの一見矛盾する見解を披露する。問題となるのは次の三つの言明である。（(1)～(3)の番号付けは最初にテキストに登場する順。）

- (1)「正義とは強者の利益である」
- (2)「正義とは法律に従うことである」
- (3)「正義とは他人の善（利益）¹⁾である」

解釈者たちの主要な関心は、トラシュマコスがこれらの所説によって試みていることは正義の「定義」なのか、それとも現状分析の記述等々なのか、またこれらは相互に首尾一貫した主張をなすのかどうか、さらに首尾一貫しているとすれば上の所説の相互関係はどのようなであり、いずれがその核心をなすのか、そして全体としてトラシュマコスの立場はどのように性格づけられるのか、という諸点にある。なかでも首尾一貫性については、第二巻以降の議論がトラシュマコス説との対決をモチーフとしているだけに、これまでもかなりの努力が注がれてきたように、可能な限りその確保に努めなければならない。一貫性のない所説にプラトンが甘んじて対抗しようとしたとは思えないからである。

¹⁾「他人の善」から「他人の利益」への読み替えは、339d7,341a2で「強者の利益」が「彼らにとっての最善」と展開されていることから正当であると思われる。cf. Boter(271, n.31), Nicholson(210, n.2).

ところが最近、エヴァーソンはトラシュマコス説の一貫性を根本的に疑う論文を発表した²⁾。それによると、トラシュマコスは議論のはじめ(338c-340c)と途中(340c-341a:「厳密論」)と「大演説」の箇所(343c-344d)とで相互に矛盾した主張をしている。この「混乱したトラシュマコス」の挑戦は、のちの「グラウコンの挑戦」とは異なり第二巻以降のソクラテスに対応を迫るものではなく、それゆえ、たとえ第一巻を失ったとしても以後の議論には全く差し支えがないとさえ言う³⁾。他方エヴァーソンに対して提出されたチャペルの批判は、「定義」についての論点に的を絞った非常に限定的なもので、問題に十分対応していない。本稿の目的は新解釈の提示ではなく、こうした状況を踏まえて、上に挙げた諸問題へのこれまでの解釈者たちの対応を整理しつつ、「強者」の概念が中核をなす首尾一貫したトラシュマコス説を描き出すことにある。エヴァーソンの議論を詳細に検討することはできないが、この作業を通して少なくとも彼の基本的な論点にはこたえたいと思う。

2. まず「定義」か否かについて一言。トラシュマコスの所説が意図するのは正義の「定義」なのか、現状分析の「記述」なのかといった問題に立ち入ることは避けたい⁴⁾。この問題を適切に扱うには「定義」の定義が必要だが、それをどの基準

²⁾一昔前だがMaguireも首尾一貫性を疑う。彼は(1)(2)をまとめてもっぱら(被支配者にのみ適用される)政治的な主張として(歴史的)トラシュマコスに帰し、他方(3)はこれらと両立しないとして、政治から道徳に議論の土俵を移すためにプラトンが仕組んだ装置であるとみなす。これに対して政治と道徳の二分法が『国家』の解釈には有効に働かないことについてはBoter(262, n. 7, 273, with n. 40, 41, 280 n. 64)を参照。政治から道徳への移行に見えるのは、トラシュマコスが「強者」の概念を(誤解を招く仕方で)支配者の事例から説き起こしたことに起因する。Cross&Woolley(40-41)も首尾一貫性の確保を実質上放棄する。彼らによれば、(1)がトラシュマコスの正義の定義であるが、支配者の観点から不正を「自己の利益」として賞賛し正義を「他人の利益」として貶めるときには、トラシュマコスは支配者にとって正義は「自己の利益」となるという(1)の含意を忘れて、(3)を提示するという。だがトラシュマコスが、「正しい支配者」については語っても、「正しい強者」については決して語らない点を彼らは強調しない。このほかにもかなり多くの解釈者が「混乱したトラシュマコス」像を抱く。これらの論者に対する基本的な疑問は、もしトラシュマコスの説明に不整合が生じていれば、Boter(277-278, n. 52)がいうように、ソクラテスがそれを指摘しないのはおかしいという点である。

³⁾ただしEverson自身は第一巻の位置づけに関して「分離派」ではないと断っている。

⁴⁾むろん定義派と分析記述派に明確に分かれるわけではないし、分類がこれにつき

に設定するか（我々の基準か、ソクラテス・プラトンのそれか、それともプラトンのトラシュマコス並みのそれか）によって結果が左右され、混乱のもととなるからである⁵⁾。たとえ彼の所説が我々の「定義」の基準を満たさなくとも、ソクラテス・プラトンの「Xとは何か」（これを「定義」と言うとして）の探求には沿うかもしれないし⁶⁾、ソクラテス・プラトンの要求する「定義」の要件を満たさなくとも、前期対話篇の多くの対話相手のように、トラシュマコスが「定義」に関する制約に不注意だけかもしれない⁷⁾。そこでこの点については判断を保留するのがよいと考える⁸⁾。エヴァーソンは（対話の前半部に関しては）(2)を正義の「定義」とみなすけれども、私が以下で、法律を正義の形式、「平等（イソテース）」をそれに盛り込まれた正義の内容とするポーターの解釈を用いる場合も、それを「定義」とみなしているわけではない⁹⁾。

3. (2)「正義とは法律に従うことである」をトラシュマコス説の中心に据える解釈者が少数ながら存在する¹⁰⁾。しかしこれには明らかに無理がある。(2)の本格的導入はソクラテスによること、第二巻以降でのトラシュマコス説の復習では(2)は言及されないことなど、(2)に不利な情況証拠がまずある。そしてソクラテスの導入以前にトラシュマコス自身が法律に触れている箇所では、法律への言及は(2)の定

るわけでもない。たとえば(1)に対する以下の性格づけはいずれも同様の事柄の異なる表現であろう。:reductive analysis (Annas), descriptive definition (Flew), naturalistic analysis (Pappas), naturalistic definition(脇条)。また大勢は(1)に関して「定義」であることを否定する。なおこの種の問題についてはCross & Woosley (4-10, 29-39) が比較的詳しく扱っている。

⁵⁾実際、定義の扱いをめぐるはすでにくつつかの小論争がある。一昔前ではHouraniに対するKerferd(1964)の応答、ごく最近ではEversonに対するChapell(1993)の応答。

⁶⁾この点はKerferd(1964:13)が正しく指摘している。

⁷⁾この点はEverson(104, agreed by Chapell : 103)が正しく指摘している。

⁸⁾NicholsonやBoterが‘definition’という言葉をおそらく意識的に避けているのは適切だろう。

⁹⁾本稿の執筆に際してはBoterから多くの有益な示唆を得た。

¹⁰⁾Hourani, Hadgopoulos.トラシュマコスの説明に（Eversonのいう）「矛盾」が生じる以前の箇所についてEversonも。Also cf. Reeve (1985 : 247, n. 8, 10). Houraniに対する批判はKerferd (1964). 筆者未見だがReeveによるとAnscombeも(2)を採用する。Anscombe, G. E. M. (1963) Two Kinds of Error in Action Journal of Philosophy 60 : 393-401.

式ではなくかえって(1)の説明のためである。すなわち、どのような支配体制（僭主独裁制、民主制、貴族制など）の国でも、支配者（僭主独裁者、民衆、貴族など）は自分の利益になるように法律を制定し、自分たち支配者（強者）の利益こそ被支配者たちにとっては正義であると宣言する、と(338d-339a)。ここで(1)と(2)が一種の目的—手段関係になっていることが確認できる。つまり法律の制定（支配者による）と遵守（被支配者による）は、強者である支配者が利益を吸い上げるための一手段である¹¹⁾。併せてこれ以降の箇所では一貫して、法律（法令）の遵守が「弱者である被支配者にとって」の正しさとして限定的に言及されることも特徴的である。

さらに(2)に関してはすでに指摘されているように¹²⁾、クレイトポンの介入(340a-b : esp. b6-8)の意義が決定的である。強者である支配者が誤って強者の不利益になる法律を制定することもあると仮定すれば、(2)によって正義は「強者の不利益」となり(1)と両立しなくなることをソクラテスが指摘し(339b-e)、トラシュマコスを選択を迫られる。そこに唐突に介入するクレイトポンによる(1)の改訂（「正義とは強者の利益になると強者が思った事柄である」）は、実質上(2)の選択を示唆する。だからこの改訂のトラシュマコスによる即時却下(340c)は、彼が(1)を選択したことを意味する。ただし(2)を完全に放棄するのではなく、(1)を保持しうる限りでは(2)も容認するのである¹³⁾。

エヴァーソンは、トラシュマコスのこの選択を立場の変更とみなす。トラシュマコスは少なくともこの段階までは(2)「法律説」を本気で信じていたが、ソクラテスに矛盾を突きつけられて立場を変更したのだと(120-123)。このような解釈の背景には、ソクラテスの論駁法に対する彼の否定的評価があると思われる。エヴァーソンによると、ソクラテスの論駁法は対人論法であるために、ソクラテス自身もトラシュマコスのような無能な対話相手に巻き込まれてしまい、事柄の探求は失敗に終わるといふ(130-131)。だが彼は（意図的に？）論駁法の積極的な効果

¹¹⁾ Hadgopoulos(206-207), Sparshott(424-425)はこの点を正しく指摘する。

¹²⁾ たとえばKerferd(1947 : 549-550, 1964 : 14), Annas(41-42), Reeve(1985 : 247, n10).なおKerferd(1947)への参照はSophistikの頁付けによる。

¹³⁾ 「…支配者は、支配者たるかぎりにおいては誤ることがない、そして誤ることがない以上、支配者が法として課するのは、自分にとって最善の事柄であって、それを行うのが被支配者のつとめである。したがって、…正義とは強い者の利益になることを行うことである。」(340e8-341a4)

を評価し損なっている。論駁による信念間の矛盾の暴露は対話相手（トラシュマコス）の中核的信念を燻り出すために必要な作業である。トラシュマコスの目にはいかに「ペテン師」的に映ろうとも(340d, 341a-c)、げんにこの作業によって彼は（現実の）支配者と（現実の）被支配者の間に成立する法的正義を棚上げして、かわりに中核的信念群を束ねている「強者」の観念を明確化する機会を得たのである。したがってトラシュマコスは最初「述べ誤り(mis-stating)」を犯したという解釈¹⁴⁾のほうが真相に近いだろう。

4. (1)と(2)の関係をさらに詳しくみるにはポーターの解釈が参考になる。それによると、トラシュマコスは正義を「平等（公平、応分、イソテース）」、不正を「他人の分を犯してより多く分捕ること（過分、プレオネクシアー）」とみなすギリシャの社会通念を暗黙の前提として共有している¹⁵⁾。そして正義と法律の関係については、正義の実質的内容は「平等（イソテース）」であり、法律はそれを保証するための正義の形式であるという。この解釈は可能である。実際、トラシュマコスが不正を論じるとき「プレオネクシアー」の観念は顕著であり、特に348b-350cでは、無制限の「プレオネクシアー」が不正な人間の特性とされている。またトラシュマコス説を復活させた「グラウコンの挑戦」の箇所には、正・不正に関連して、「すべて自然状態にあるものは、この食欲さ（分を犯すこと、プレオネクシアー）をこそ善きものとして追求するのが本来のあり方であって、ただそれが、法律の力で強制的に平等（ト・イソン）の尊重へと逸脱させられているのだ」（359c5-6）という記述もある。

ポーターによれば、本来の正しい国家では正義の形式（法律）と内容（「平等（イソテース）」）は一致するはずだが、トラシュマコスの描く国家は逸脱した国家であり両者は一致しない。支配者が自己の「プレオネクシアー」（＝不正）に奉仕するように法律（正義の形式）を制定し悪用するからである。したがって、正義の名のもとに不正が実現されることになる（「価値の転倒」）。被支配者による法律の遵守が支配者の「プレオネクシアー」（「強者の利益」と言い直すこともできよう）に直結するわけである。だがこの解釈にはテキストと合わない点もある。なぜならこの解釈によれば、強者である支配者も自分自身に利益をもた

¹⁴⁾Annas : 42, 46, 脇條 : 39など。

¹⁵⁾Boter(268, with n. 19). cf. Maguire(152-154).また両概念のもつ豊穡な含みについては Nettleship(36-40)を参照。ギリシャの社会通念としての「イソテース」「プレオネクシアー」についてはMaguire(154, with n. 35), Boter(269 n. 23)が挙げる文献を参照。

らす法律には積極的に従うはずであるのに、トラシュマコス「彼らも法律に服従する」とはどこにも述べていないからである。のちにはグラウコンが「法律に従う強者」などありえない点を強調している(359b)。しかしこれはおそらく、法律（法令、命令を含む）は支配者の意のままになる以上、支配者には法的拘束力として機能しないからだろう。あるいは仮に（ポーターの解釈を少しアレンジして）、トラシュマコスの描く国家でも支配者はあからさまに「プレオネクシアー」なり「強者の利益」なりを法律に規定するわけではなく、あくまで「イソテース」を定めるのだとしても、強者である支配者はその法律によって被支配者を拘束しつつ、他方自分自身はこの法的拘束力を免れることによって「プレオネクシアー」なり「強者の利益」なりを実現しうるかもしれない。この場合には「強者」がそのような法律に従わないことはより明らかであるが、ただしトラシュマコスが僭主独裁者について主張する大規模な「プレオネクシアー」（344a-c 348d）は実現できないだろう。莫大な利益は、法律というやはり大規模な仕組みを通してこそ得られる¹⁶⁾。このような意味で、(2)（法律の遵守）は被支配者にのみ適用されうる正義の規定であり、(1)（強者の利益）のための手段的な位置にある。

5. さて得意の「大演説」でトラシュマコスが真意を披露しているという予想は見込み違いではない。次に、諸解釈の集中する(1)と(3)の関係を調べるために、(1)と並んで(3)「正義とは他人の善である」が登場する「大演説」までを整理しておこう。トラシュマコスの「強者」とは、（「大演説」の箇所によれば）「莫大な取り分を他人を制して分捕る（プレオネクティン、プレオン・エケイン）能力のある者」（344a1）のことである。したがって法律の制定、つまり利益の確保に関して誤りを犯すような者は、たとえ一国の支配者であっても「強者」とは呼べない。

「強者」は技術者のようではなければならない。技術アナロジーによる議論が抱える難点のいくつかは、すでにポレマルコスとの対話で明らかにされているにもかかわらず、トラシュマコス自身（ソクラテスではない）がこれをあえて再導入するのは、トラシュマコス流の「強者」には技術力にも比肩しうる力の裏付けが必要だからである。「厳密な意味での医者が医者である限りは絶対に誤りを犯さない」と同様に、厳密な意味での支配者は支配者である限り絶対に誤りを犯さない」という「厳密論」の提示は、その点を確立するためのものである¹⁷⁾。他方ソクラテ

¹⁶⁾Cf. Boter(272, n. 36).

¹⁷⁾「厳密論」における支配者に「哲人王」を嗅ぎ取る解釈(Kahn:137-138, Harrison :

スはこれを逆手に取って、「いかなる技術（者）もその対象を強者として支配する(esp.342c8-9)」、「いかなる技術（者）もその対象の利益を計る(esp.342b4-5)」という技術（者）についての二つの一般的特徴を前提として、「対象を強者として支配するいかなるものもその対象の利益 [ie強者自身の利益ではない] を計る」という結論を導いて論駁する。

ここでトラシュマコス是不正を賞賛する「大演説」を始める。支配者を羊飼いなぞらえれば、羊飼いがめざす一応の対象（目的）は羊のため（利益）であっても、真の対象（目的）は「自己の利益」であるように、支配者も「自己の利益」を目指している。実際のところ、「正義や正しいこととは、本当は他人の善、強者である支配者の利益であり、服従し奉仕する者にとっては自分自身の損害にほかならない。不正はこれの正反対である(343c3-6)。」げんに、正しい人と不正な人を比較すれば、次のいずれの場合も正しい人は不正な人に比べて取り分は小さい（エラットン・エケイン）という結論になる¹⁸⁾。(a)私人として相互の間で取り引きする場合；(b)私人として国家と取り引きする場合；(c)公人として公職を奉ずる場合；(d)一国の支配者として支配する場合。いずれの場合も正しい人は「平等（イソテース）」を目指すから、正しい人は不正を厭わなければ得られたはずの取り分を得損ねる。だから彼が実現しうるのは、不正な人が実現しうる「より多くもつこと（プレオネクテイン、プレオン・エケイン、）」と比較すれば「より少なくもつこと（エラットン・エケイン）」である¹⁹⁾。「不正な者」として今取り上げ

31, 38, Nicholson : 231, Boter : 280)の意義を否定するわけではない。ただし、そのためにトラシュマコスが彼自身には本来無縁で役にも立たない「厳密論」を提示するようプラトンによって「操作」されている、とするHarrisonの解釈は行き過ぎである。「厳密論」の内実は技術とのアナロジーであり、本文に述べたように、トラシュマコスにはこれを要請する理由がある。Cf. Sparshott(425,435). なお「厳密論」については、現実離れしているという批判が根強いものの、Reeve(1985 : 250-253)が‘disposition’の概念を用いた興味深い正当化を試みている。

¹⁸⁾Reeve(1985)はこの結論から、ある推論によって正義の規定(3)が導出されるという。そして(d)はこの結論のあとに言われることから、(d)支配者の場合を結論とそこから導出される（という）(3)の適用外に置き、(1)と(3)の矛盾を解消しようとする（拙論の整理では(3) i の消去に当たる）。だがこの解決策は明らかに誤りである。(3)を導出する推論の妥当性にかかわらず、(a)~(c)とともに(d)は結論を導くための一続きの事例であるから。彼ののちの解釈(1988 : 18-19)では、(d)の扱いは改善されるどころか、いっそう奇怪な形に改悪されているように思われる。

¹⁹⁾この点に関するBoterの説明：‘whenever someone takes more than his due, someone else will get less’ (269), ‘now that the unjust man disturbs the equilibrium and takes more, the just man automatically gets less. (270).’ は(a)正しい人と不正な人が直接交渉する場合にしか有効ではない

ているのは、不正が発覚して利益を得損なう者のことではなく、「莫大な取り分を他人を制して分捕る（プレオネクティン、プレオン・エケイン）能力のある者」（344a1）のことである。したがって「最初から言っていたように、正義とはまさしく強者の利益であり、不正とは自己の利益である(344c6-8)。」

ここでトラシュマコスのいう「強者」の概念を再確認しておきたい²⁰⁾。トラシュマコスには強者の典型例としてしばしば支配者を持ち出すが、これは誤解を招きやすい²¹⁾。強者＝支配者という等式は必ずしも成立しないからだ。「国々や人間たちの諸部族を自分の支配下におく力をもつ人たち」（348d5-6）と彼が言うとき、支配者の中にも正しい（あるいは無能でお人好しの）支配者が存在すると考えていることは間違いないが、彼らは弱者の部類に属する。また被支配者の中にも強者は存在する。法の網をかいくぐって不正を成し遂げる者がそれである。これに対して不正が発覚した場合は利益を損なうから、その人はもはや「強者」ではなく「弱者」である。したがって弱者＝被支配者という等式も必ずしも成立しない。要するに「強者」とは、私人の間の関係(a)も含めて(a)-(d)のいずれの場合にも適用可能な概念である。その内実としては「莫大な取り分を他人を制して分捕る（プレオネクティン、プレオン・エケイン）能力のある者」（344a1）であること、その能力が技術力にも比肩しうる力によって裏付けられた一種の「技術者」であること、その力によって「プレオネクシアー」（＝不正）を成功裡に実現する「不正な人間」であることが強調された。

6. さて(1)と(3)の関係が問題になるのは、両者の間に矛盾が伏在するように見えるからである。つまり(1)と(3)を強者と弱者に等しく適用すれば、それぞれにとっての含意は次のようになる。

(1)「正義とは強者の利益である」

i 強者にとって、正義とは（強者である）自己の利益である…(3)と矛盾

ii 弱者にとって、正義とは（強者である）他人の利益である

(3)「正義とは他人の利益（善）である」（VS.「不正とは自己の利益である」）

だろう。

²⁰⁾この点についてはBoter, Annasが参考になる。

²¹⁾それゆえ多くの解釈者が誤って強者＝支配者とみるために無用の混乱を招いている。ほんの一例として、Nicholson(214)は、‘“another” cannot be equated with “stronger, i. e. ruler(s)”, because Thrasymachus' examples show that “another” can be a fellow-subject as well as a ruler.’として「他人の善」と「強者の利益」は同義であり得ないと論じる。

i 強者にとって、正義とは（他人である）弱者の利益である…(1)と矛盾

ii 弱者にとって、正義とは（他人である）強者の利益である

このように、矛盾するのは強者の場合だから、両規定から引き出した二つの含意のうちどちらか一方、あるいは両方を消去することによって矛盾を回避する解釈が考えられる。つまり解決策の候補は次の三つである。

①強者には(1)が適用されないと解釈する ((1) i の消去)

②強者には(3)が適用されないと解釈する ((3) i の消去)

③強者には(1)と(3)の両方が適用されないと解釈する ((1) i と(3) i の消去)

個々の解釈者を取り上げてそれぞれの解釈を簡単に検討しよう。

①を採用するのはカーファード(1947,1964)である²²⁾。トラシュマコス説をめぐる近年の論争は彼が1947年に発表した論文に端を発する。彼が(1) i を消去するテキスト上の主根拠は、(1)「正義とは強者の利益である」という言明について、ソクラテスの解釈（「弱者にとって正しい」： 338c5）にも、トラシュマコスの解説（「自分たち支配者（強者）の利益こそ被支配者たちにとって正義であると宣言する」： 338e3）にも、限定が付されている点にある。つまり(1)が弱者や被支配者の観点からのみ限定的に述べられていることは、ソクラテスとトラシュマコスに共通の了解事項である。（カーファードのために、同様の限定付加が文脈上必要である箇所として339d1-3, e1-2, 7-8, 340b2-3, b6-8, 341a2-4を追加できる。）したがって強者や支配者にも適用できる正義の包括的説明は(3)であり、(1)はそれに従属する限定的説明である。

だがこれに対しては、限定句なしの表現がかなりあるという反論がすぐに思いつく。不正を賞賛する「大演説」の途中の表現も（「正義や正しいこととは、本当は(3)他人の善、(1)強者である支配者の利益である： 343c3-4」）、その末尾の表現も（「最初から言っていたように、(1)正義とは強者の利益にほかならない」： 343c）、限定句なしである。後者をカーファードは次のように読む。‘Justice in practice (when looked at from the point of view of the ruled) amounts to seeking the interest of the stronger as being another’s interest’ (559) 下線部は彼の付加、括弧内も彼の補足であって、いずれもテキストにはない。それどころか、のちにソクラテスも限定句なしに復習するし(347e1)、アデイマントスによるトラシュマコス説の再提示でも、「正義とは(3)他人の善、(1)強者の利益である」と限定句なしに、しかも一息に言われている(367c)。これらは(2)（「正義とは法律に従うことであ

²²⁾Nicholson, Annas, Sparshottも彼に従う。

る」)には注意深く限定が付されていたことと対照的である。実際、限定付加が文脈上必要な箇所として上に追加したものは(カーファード自身があげる338e3も含めて)、いずれも法律の遵守に議論の焦点がある場合であり、(2)の限定付けに依存しているように見える。限定句なしのこのような単純な並置は、「他人の善」と「強者の利益」が同じ内容の言い換えである可能性を示唆する。

さらに、トラシュマコスの発言での(1)と(3)の出現回数は、(1)の六回(338c1-2, 339a1-2,3-4,341a3-4,343c4,344c7)に対して(3)はただ一回(343c2)で、(3)に不利な情況証拠となる²³⁾。実際、もし(3)「正義とは他人の善である」という規定がトラシュマコス説の真意ならば、カーファードに従ってこの解釈を採用するニコルソン自身が認めるように(232)、なぜトラシュマコスは最初からこれを提示しなかったのか、そしてこの規定を詳細に展開しなかったのかという疑問が生じる。それゆえ、もし(1)と(3)が同じ内容の言い換えであるならば、(1)をトラシュマコス説の核心に位置づけることは的はずれではない。

②を採用するバーカー(95)は、(1)「正義とは強者の利益である」から、一般に流布した定義によれば、支配者以外のすべての人にとって(3)「正義は他人の善(利益)である」と論じる(3) i の消去)。しかしもしそうなら、支配者にとっては「正義とは自己の利益である」ことになるが、これは「不正とは自己の利益である」という「大演説」の末尾の言葉と明らかに矛盾する。

③を採用するのはアーウィン(1977: 30, 289, n.24)である²⁴⁾。彼はトラシュマコスの正義の定義を一貫して(1)とみなすが、一貫性を確保するために、正・不正は被支配者にのみ帰せられ得るとして、強者や支配者について矛盾する含意全体の抹消を試みる。だがこの試みは根拠薄弱である。なぜなら、最も完全な「不正」を犯す者としてトラシュマコスが賞賛する僭主独裁者は、明らかに強者であり支配者であるから²⁵⁾。「強者」を支配者とさえ区別される「体制(regime)」とみなす彼ののちの解釈(1995:175-176, 377 n. 29, 378 n. 30)は、支配者には正・不正を帰すことができるので、この批判を免れるかもしれない。だが「強者の利益」を「体制の安定」と読み替える彼の抽象的な理解は、トラシュマコスが無毒化するもので到底受け入れがたい。トラシュマコスがある種の支配者を強者の部類に入れてい

²³⁾Reeve(1985: 248)の指摘による。

²⁴⁾Maguire(146-147)も同様の見解を示す。

²⁵⁾脇條(34-35)もこの点を指摘する。

ることも明白であるし、ポーター(27)やニコルソン(226)が正しく指摘するように、「体制の安定」は強者である支配者の利益になる限りでのみ目指されるものである²⁶⁾。

アーウィンの解釈は強者に不正までも容認しない点に無理があり、採用できないが、上で確認した「強者」の概念に照らすならば、「強者」（支配者ではない）について(1)と(3)の両方の規定を適用外とする解釈③が適切である。「強者」とは公私いずれであれ、「プレオネクシアー」を実現しうる「不正な者」であって、その概念はもともと「正義」や「正しいこと」とは相容れないものであった。このことは要するに、「強者」にとっての正義など存在しないということである。したがって、強者がある行為によって「自己の利益」をえる場合、それは「強者の利益」であるから、その行為（をなす強者）は(3)により不正であると同時に(1)により正しくもある、と考えてはならない。

この解釈に基づいて問題の箇所(343c3-6)は次のように整合的に読める。「正義や正しいことは〔弱者にのみ属するから〕、それは本当は他人〔つまり強者〕の善、強者である支配者の利益であり、服従し奉仕する者〔つまり弱者〕にとっては自分自身〔つまり弱者〕の損害にほかならない。」この正義の説明に「強者にとっては…」というフレーズが欠けているのは、「強者」にとっての正義など存在しないからである。他方不正は強者も弱者も犯しうる。もし成功すれば（もともと、成功すれば「弱者」は「強者」となるが）、いずれにとっても「自己の利益」となる。また第二巻でアデイマントスはトラシュマコス説を、「正義とは他人の善、強者の利益であるが、不正とは自己の利益であり、弱者にとっては不利益になる」(367c2-5)と要約するが、これも前半は上と同様に読める。下線部は、「服従し奉仕する者〔つまり弱者〕にとっては自分自身の損害〔つまり弱者の不利益〕にほかならない」という上の正義の説明と重なるように見えるが、これは不正が成功しない場合への言及と読める。すなわち、もし成功すれば不正は自己の利益になるが、しかし弱者にはそれを成し遂げるだけの力がないために、実際には実行に移しても発覚して処罰されるので「弱者にとっては不利益になる」の

²⁶⁾「正義とは強者の利益である」という規定がIrwinのように解しうる仕方で提示される『法律』714b-dと、トラシュマコス説とがこの点で違うことは、Everson(109-111)が正しく指摘している。ただしこの規定（彼によれば‘slogan’）の本来の趣旨は『法律』のもので、『国家』のトラシュマコスはこれを誤解して提示するほど混乱した人物として描かれているという彼の解釈は、彼自身が認めるように全く「思弁的」である(111-112)。

である²⁷⁾。したがって不正を成し遂げる力をもたない限り、正しい行為も不正行為も、弱者にとっては不利益にしかならないのである。このように(1)と(3)は互いに同じ内容の言い換えとして読むことができ、それゆえ先に述べた情況証拠により、(1)がトラシュマコス説の核心をなすということになる。

エヴァーソンは(2)「正義とは法律に従うことである」(および(2)を支える限りで(1)も)と(3)「正義とは他人の善(利益)である」の関係について、トラシュマコスは正・不正の基準として法律と自己の利害という二重の基準を提示しているために、彼の説明は首尾一貫していないという。たとえば僭主独裁者が不正とされる理由は、トラシュマコスが(2)の規定に基づいて論じていた(という)段階では違法行為によるが、(3)を導入した「大演説」の段階では「自己の利益」を追求することによるという(cf.344a-c)。しかしながらすでに述べたように、僭主独裁者(一般に支配者)にはもともと法的拘束力が働かないから、彼(ら)にとっては自己の利害のみが正・不正の基準となる。他方被支配者の場合には、たしかに二重の基準によって正・不正が判定されるといえるかもしれない。だがこの場合も、二重の基準に見える法律と自己の利害は実際には支配者によって関連づけられているので、少なくとも正・不正の判定そのものには不整合は生じないだろう。つまり、法律は支配者である限りの支配者(厳密な意味での支配者)に有利につくられているために、法律の遵守(正義)は被支配者に自己の不利益(=正義)しかもたらさない(このとき正義で一致する)。他方自己の利益(=不正)を実現するためには違法行為(=不正)が必要である(このとき不正で一致する)。

7. エヴァーソンは「混乱したトラシュマコス」の所説を第二巻以降のソクラテスに対応を迫るものではないと否定的に評価する。だが実際には、これまでに見てきたように、彼の「強者」の思想は首尾一貫したものであり、ソクラテスに対決を迫るだけの力をもっている。次にその一端を示すものとして、技術者としての「強者」の側面がソクラテスの論駁をくぐり抜けて第二巻に継承されるまでを簡単に追跡しておきたい。

トラシュマコスが「羊飼いの喩え」に訴えたとき、ソクラテスは、もしこの喩えでも「厳密論」を貫くならば、二つの技術を想定しなければならないとみなす。つまり羊の利益を計る「羊飼育術」と、自己の利益を計る「報酬獲得術」である。なぜなら、一般に技術はそれぞれの機能(デュナミス)によって区別され、それ

²⁷⁾ Maguire(148)がこの箇所に関して指摘する「意味の変更」(政治的支配者から、交渉での優位な者への「強者」の意味の変更など)はない。also cf. 脇條(38, with n.8).

に応じてそれぞれが提供する固有の利益＝仕事・成果（エルゴン）があるからである(346a-d)。たとえば医術は身体に健康という利益をもたらすだけで、医者が獲得した報酬（医者自身の利益）は医術とは別の「報酬獲得術」の成果である。ここで導入される「報酬獲得術」という概念は、その具体的な形は描かれないものの、自己の利益を計る行為を一つの技術へといわば濃縮したもので、明らかに、ソクラテスが先に導いた結論（技術の利他性）に例外を認めると同時に、トラシュマコスに一つの立脚点を残してもいる。「厳密な意味での支配者」とはまさしく自己の利益を獲得する技術者、「報酬獲得術者」であると²⁸⁾。

この「厳密な意味での支配者」を含む「強者」が、技術者のように誤りなく自己の利益を他人の分から分捕るための手段として、第一巻では人目を盗むこと（ランタネイン）と力（ピアー）に訴えることが挙げられているが(344a)²⁹⁾、その能力は第二巻で「ギュゲスの指輪」として文字通り結晶化される(359c-360d)。人はこの指輪のもつ力によって姿をくらまし（ランタネイン）、何でも望むままに振舞う自由を手に入れて、他人の分を犯してより多く分捕ることができる。このような状況下では誰もが不正行為を働くだろうが、それは正義が自己にとって善ではないこと(cf.360c6-7,358c4)、言い換えれば「他人の善」であることの証拠である。

さらに第二巻で正しい人と不正な人のどちらが幸福かを問題提起する場面では、トラシュマコスの言う「強者」に当たる不正な人間は技術者として明確に位置づけられている(360e-362c)。最も不正な人間は有能な技術者のように振舞うのでなければならぬ。つまり不正を企てるにあたって誤ることなく、人目を盗む（ランタネイン）のでなければならぬ。そして万一しくじった場合でも、取り返しをつける能力をもっていなければならない。つまり不正が暴かれた場合には、人を説得するための弁論の能力をもち、実力行使を必要とする場合には、勇気と体力により、また味方と金を用意することにより、力（ピアー）に訴える能力をもたなければならない。このようであれば、実際は不正な人間でありながら正しい

²⁸⁾この点を鋭く指摘する脇條(38, with n.8, 39 n.11)は、「厳密な意味での支配者」は政治的な支配者である必要はないと考えるが、最大の利益を効率よく得る力をもつためには、やはり大規模な支配と特殊な技術が結合しなければならないだろう。Irwin(181)のように支配と報酬獲得を複合した技術も考え得る。他方「報酬獲得術」の別の解釈としては、「よく生きるための技術」を頂点とする技術の階層の一段階に位置づけてソクラテス説のうちに取り込む解釈(Aune : 295, with n. 10)もある。

²⁹⁾ただし支配者の場合、さらに法律という強力な手段が加わることは最初に述べた通りである。

人間だと常に思われるために、あらゆる所から自己の利益(cf.362b5)を得て幸福な人生を送ることだろう。こうして我々はトラシュマコスの「強者」の概念に導かれて、『国家』の主要部分へ入っていくことになる。

8. 最後に、トラシュマコス説がどのような性格のものか。これについては多言を費やすまい。主な候補として挙げられているものは以下である³⁰⁾。「法律説(legalism)」；「自然の権利説(natural right)」；「倫理的虚無主義(ethical nihilism)」；「心理的利己主義(psychological egoism)」。このようなレッテル貼りにどれほどの意義があるのか定かではないが、もし選ぶとすれば「倫理的虚無主義」と「心理的利己主義」がトラシュマコスの立場に近いのではないか³¹⁾。

事実、トラシュマコスは正・不正を道德・倫理の次元で考察していない。彼は「正義を徳、不正を悪徳と呼ぶか」というソクラテスの問いに「不正は得になり、正義は得にならない。だからあべこべだ」と返しながら、「では正義を悪徳と呼ぶのか」という問いには否定して「正義は〔悪徳ではなく〕世にも気高い人の好きだ。不正は〔徳ではなく〕計らいの上手だ」と答え、にもかかわらず不正を徳へ、正義を悪徳へ類同化してしまうソクラテスに全く無頓着である(348c-d)。正義や不正というものがあることはいわば世間並みに認めるものの、そしてそれらについて語るべきこともあるものの、彼の思考は徳・悪徳の次元（道徳的・倫理的次元と言ってよいだろう）ではなく利害得失の次元で動いている³²⁾。他方「心理的利己主義」を彼に帰することにはやや慎重な態度が望ましいかもしれない。トラシュマコスにとって正義は「人の好き」であり、それゆえ正しい人は、少なくとも

³⁰⁾項目はKerferd(1947 : 546-547)による。各項目の代表的論者もそこに挙げられている。彼自身は‘natural right’をトラシュマコスに帰すが、これに対する批判はBoter(279 with n. 59)を参照。

³¹⁾Boter(279), Joseph(17-19), Guthrie(96), Maguire(158-159), Nettleship(32)などがこの見解を採る。e. g. ‘There is no motive of moral obligation, and no one recognizes any but a private interest. At bottom every man is egoistic.’ (Joseph : 17-18)協條も実質的にはこの立場に立っている。Cf. 「「正義」とか「不正義」とかいった道徳的な言葉は実は空虚で内実のないものであり、それらはただ利益を得たり与えたりする行為につけられた別の名称にすぎない。」(協條 : 39)

³²⁾この箇所(348c2-d2)と、特にこれに続く348e9-349a3（正義に割り当てている性格をすべて不正に割り当てることへのトラシュマコスの同意）から、Kerferd(1947 : 561)は‘for Thrasymachus injustice is a moral obligation, in all the senses in which for Socrates justice is a moral obligation.’として‘ethical nihilism’を斥けるが、読みが浅いのではないか。むしろ348c2-d2はKerferdの‘natural right’を斥ける根拠でさえあるかもしれない。Cf. Boter(279).’

も正しい人や正しい行為に対しては分を犯して相手をしのごうと思わないのであれば(349b-c)、自己の利益を追求するのはすべての人間に当てはまる事実とは言えないからである³³⁾。しかしトラシュマコスが漏らす不満(350e)からも、ソクラテスの論駁にかかるこの箇所を額面通りに受け取る必要はないだろう。むしろ、人々は自分が不正を受けるのが怖いから不正を非難するにすぎない(344c)という「大演説」での発言に彼の真意があろう。この発言をグラウコンは、自己利益の追求は万人に備わる本性であり、ただ不正を成し遂げる力がないために人々は正義を尊重するにすぎない、と明確に「心理的利己主義」の形に展開してみせる(358e-359c)³⁴⁾。

結び 「歴史的トラシュマコス」がいかなるものであれ、プラトンが「トラシュマコス」の名のもとに語った「強者」の思想は以上のものであったと思われる。だが「トラシュマコスが披露している見解は、このような赤裸々な形ではあまり表明されなかったものの、当時大いに流布していた³⁵⁾」(Nettleship : 27)と評されるとおり、それは特定の個人にのみ帰せられるべき思想ではなかった。むしろ単なる流行や風潮でもなかっただろう。むしろ人間の魂に共通に潜在するなにもものを映し出しているのではないか。そして二千年以上を経た今でも、プラトンの描くトラシュマコス説は、多くの人々の(彼ら、いや私たち自身にさえ気づかれない)隠れた本心を暴露するものであるかもしれない。その根深さを洞察したプラトンは、第二巻で「トラシュマコスやその他無数の人々」(358c7-8)の言説としてこれを復活させ、対決を挑まねばならなかった。

文献

Annas, J. (1981) *An Introduction to Plato's Republic*. Clarendon Press. Oxford : 16-58.

Aune, B. (1997) "The Unity of Plato's *Republic*", *Ancient Philosophy* 17 : 291-308.

Baker, E. (1959) *The Political Thought of Plato and Aristotle*.

Russell and Russell : New York.

Boter, G. J. (1986) "Thrasymachus and $\pi\lambda\epsilon\omicron\nu\epsilon\acute{\xi}\iota\alpha$ ", *Mnemosune* 39 : 261-281.

³³⁾Cf. Kerferd(1947 : 562).

³⁴⁾この箇所について、グラウコンはトラシュマコス説を誤解しているとする Sparshott(431)の論評は誤りである。

³⁵⁾プラトン『ゴルギアス』(esp. 483b-484c)、ツキュディデス『歴史』(5.89sq.)などを参照。

- Cross, R.C. & Woosley, A.D. (1964) *Plato's Republic*. Macmillan. London : 23-60.
- Flew, A. G. N. (1995) “Responding to Plato’s Thrasymachus ” , *Philosophy* 70 : 436-447.
- Hadgopoulos, D. J. (1973) “Thrasymachus and Legalism ” , *Phronesis* 18 : 204-208.
- Harrison, E. L.(1967) “Plato’s Manipulation of Thrasymachus ” , *Phoenix* 21 : 27- 39.
- Irwin, T.(1977) *Plato’s Moral Theory :The Early and Middle Dialogues*. Clarendon Press : Oxford.
- (1995) *Plato's Republic*. Oxford UP. : 174-180.
- Kahn, C. H. (1993) “Proleptic Composition in the *Republic*, or Why Book I was never a separate dialogue ” , *Classical Quarterly* 43 : 131-142.
- Kerferd, G. B. (1947) “The Doctrine of Thrasymachus in Plato’s *Republic* ” , *Durham University Journal* 9 : 19-27. Rep. in *Sophistik*. hrsg. C. J. Classen. 1976. Darmstadt : 545-563.
- (1964) “Thrasymachus and Justice : A Reply” , *Phronesis* 9 : 12-16.
- Maguire, J. P. (1971) “Thrasymachus …or Plato ? ” , *Phronesis* 16 : 142-163.
- Nettleship, R. L. (1901) *Lectures on the Republic of Plato*. Macmillan. London.
- Pappas, N. (1995) *Plato and the Republic*.
- Reeve, C. D. C. (1985) “Socrates Meets Thrasymachus ” , *Archiv fuer Geschichte der Philosophie* 67 : 246-265.
- (1988) *Philosopher-Kings : The Argument of Plato’s Republic*. Princeton UP : 9-24.
- 脇條靖弘. (1985) 「『国家』第一巻におけるトラシユマコスの正義論について—プラトンの対決したもの—」 『古代哲学研究』 XVII : 32-40.
- 翻訳は岩波文庫版（藤沢令夫訳）を用いたが、適宜変更を加えた。